

# 地球温暖化対策実行計画について



## 内容

1. 2つの地球温暖化対策
2. 国際的な枠組み
3. 地球温暖化対策実行計画

# 1. 2つの地球温暖化対策

## 地球温暖化の影響は既に現れている

**米・果樹**

米が白濁するなど品質の低下が頻発。

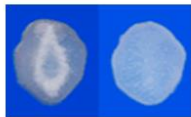


図 水稲の「白未熟粒」(左)と「正常粒」(右)の断面  
(写真提供: 農林水産省)

・水稲の登熟期(出穂・開花から収穫までの期間)の日平均気温が2.7℃を上回ると玄米の全部又は一部が乳白化したり、粒が細くなる「白未熟粒」が多発。  
・特に、登熟期の平均気温が上昇傾向にある九州地方等で深刻化。




図: みかんの浮皮症  
(写真提供: 農林水産省)  
成熟後の高温・多雨により、果皮と果肉が分離する。(品質・貯蔵性の低下)

**異常気象・災害**


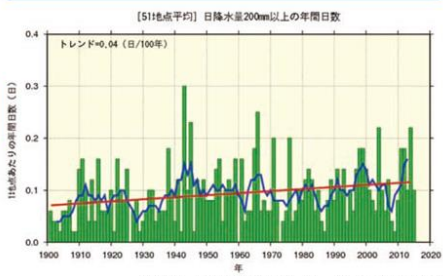



図: 洪水被害の事例(愛知県 広田川)  
(写真提供: 国土交通省中部地方整備局)

日降水量200ミリ以上の大雨の発生日数が増加傾向



[51地点平均] 日降水量200mm以上の年間日数  
トレンド=0.04 (日/100年)

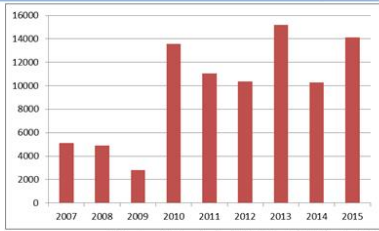
(出典: 気候変動監視レポート2015(気象庁))



デング熱の媒介生物であるヒトスジシマカの分布北上

**熱中症・感染症**

2015年夏、救急車で搬送された熱中症患者の19市・県計は14,125人となった。



(出典: 熱中症患者速報平成27年度報告(国立環境研究所)より作成)

**生態系**





図 サンゴの白化(写真提供: 環境省)



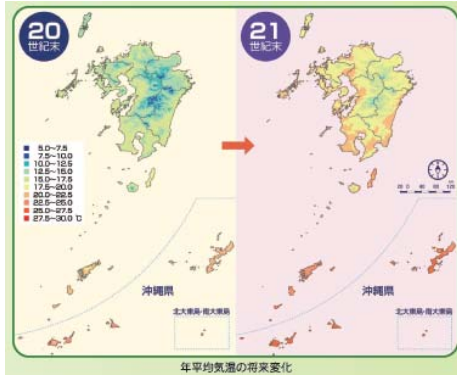
(写真提供: 中静透)

農林産物や高山植物等の食害が発生  
農山村の過疎化や狩猟人口の減少等に加え、積雪の減少も一因と考えられる。

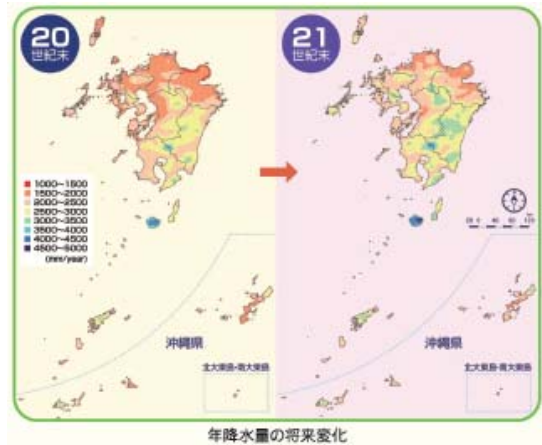
サンゴの白化・ニホンジカの生息域拡大

# 九州・沖縄でも地球温暖化の影響が懸念される

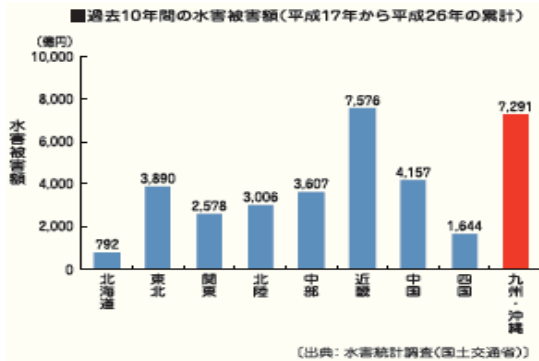
九州・沖縄平均で約4.2度上昇



九州・沖縄平均で降水量が約1.12倍



近畿地方に次いで水害被害額が多い

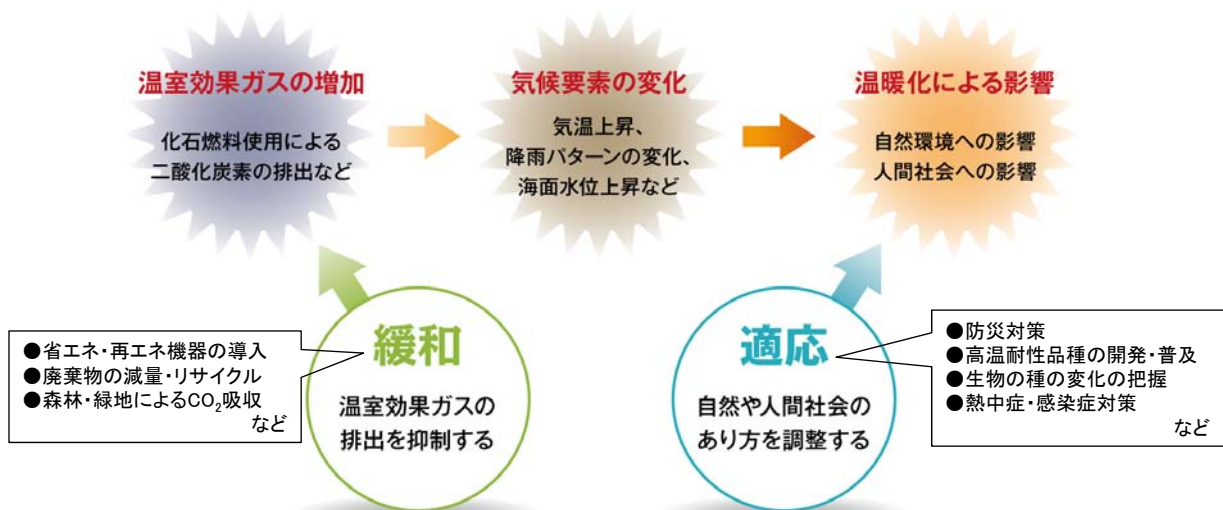


コメの高温耐性品種



## 2つの地球温暖化対策 ～緩和策と適応策～

- 緩和とは: 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制
- 適応とは: 既に起こりつつある、あるいは起こりうる温暖化の影響に対して、自然や社会のあり方を調整



# 国の地球温暖化対策計画 ※平成28年5月13日閣議決定

※地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に位置付けられた計画

**<はじめに>**

- 地球温暖化の科学的知見
- 京都議定書第一約束期間の取組、2020年までの取組
- 2020年以降の国際枠組みの構築、自国が決定する貢献案の提出

**<第1章 地球温暖化対策推進の基本的方向>**

■目指すべき方向

- ①中期目標（2030年度26%減）の達成に向けた取組
- ②長期的な目標（2050年80%減を目指す）を見据えた戦略的取組
- ③世界の温室効果ガスの削減に向けた取組

■基本的考え方

- ①環境・経済・社会の統合的向上
- ②「日本の約束草案」に掲げられた対策の着実な実行
- ③パリ協定への対応
- ④研究開発の強化、優れた技術による世界の削減への貢献
- ⑤全ての主体の意識の改革、行動の喚起、連携の強化
- ⑥P D C Aの重視

**<第3章 目標達成のための対策・施策>**

■国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

■地球温暖化対策・施策

- エネルギー起源CO<sub>2</sub>対策
  - ・部門別（産業・民生・運輸・エネ転）の対策
- 非エネルギー起源CO<sub>2</sub>、メタン、一酸化二窒素対策
- 代替フロン等4ガス対策
- 温室効果ガス吸収源対策
- 横断的施策
- 基盤的施策

■公的機関における取組

■地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項

■特に排出量の多い事業者に期待される事項

■海外での削減の推進と国際連携の確保、国際協力の推進

- ・パリ協定に関する対応
- ・我が国の貢献による海外における削減
  - 二国間クレジット制度（JCM）
  - 産業界による取組
  - 森林減少・劣化に由来する排出の削減への支援
- ・世界各国及び国際機関との協調的施策

**<第2章 温室効果ガス削減目標>**

■我が国の温室効果ガス削減目標

- ・2030年度に2013年度比で26%減（2005年度比25.4%減）
- ・2020年度においては2005年度比3.8%減以上

■計画期間

- ・閣議決定の日から2030年度まで

**<別表（個々の対策に係る目標）>**

- エネルギー起源CO<sub>2</sub>
- 代替フロン等4ガス
- 非エネルギー起源CO<sub>2</sub>
- 温室効果ガス吸収源
- メタン・一酸化二窒素
- 横断的施策

**<第4章 進捗管理方法等>**

■地球温暖化対策計画の進捗管理

- ・毎年進捗点検、少なくとも3年ごとに計画見直しを検討

2

## 国の削減目標

エネルギー起源二酸化炭素の削減目標

	2005年度実績	2013年度	2030年度の各部門の排出量の目安(2013年度比)
エネルギー起源二酸化炭素	1,219	1,235	927 (▲25%)
産業部門	457	429	401 (▲7%)
業務その他部門	239	279	168 (▲40%)
家庭部門	180	201	122 (▲39%)
運輸部門	240	225	163 (▲28%)
エネルギー転換部門	104	101	73 (▲28%)

[単位：百万 t-CO<sub>2</sub>]

■市役所が属する「業務部門」の削減目標は2013年度比で2030年度に約40%減



## ※地球温暖化対策の推進に関する法律に位置付けられた計画ではない

- IPCC第5次評価報告書によれば、温室効果ガスの削減を進めても世界の平均気温が上昇すると予測
- 気候変動の影響に対処するためには、「適応」を進めることが必要
- 平成27年3月に中央環境審議会は気候変動影響評価報告書を取りまとめ(意見具申)
- 我が国の気候変動【現状】 年平均気温は100年あたり1.14℃上昇、日降水量100mm以上の日数が増加傾向
- 【将来予測】 厳しい温暖化対策をとった場合 : 平均1.1℃(0.5~1.7℃)上昇
- 温室効果ガスの排出量が非常に多い場合 : 平均4.4℃(3.4~5.4℃)上昇 ※20世紀末と21世紀末を比較

### <基本的考え方(第1部)>

- 目指すべき社会の姿
  - 気候変動の影響への適応策の推進により、当該影響による国民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築
- 基本戦略
  - (1) 政府施策への適応の組み込み (4) 地域での適応の推進
  - (2) 科学的知見の充実 (5) 国際協力・貢献の推進
  - (3) 気候リスク情報等の共有と提供を通じ理解と協力の促進
- 対象期間
  - 21世紀末までの長期的な展望を意識しつつ、今後おおむね10年間における基本的方向を示す。
- 基本的な進め方
  - 観測・監視や予測を行い、気候変動影響評価を実施し、その結果を踏まえ適応策の検討・実施を行い、進捗状況を把握し、必要に応じ見直す。このサイクルを繰り返し行う。
  - おおむね5年程度を目途に気候変動影響評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行う。

### <分野別施策(第2部)>

- 農業、森林・林業、水産業
  - 影響: 高温による一等米比率の低下や、りんご等の着色不良等
  - 適応策: 水稲の高温耐性品種の開発・普及、果樹の優良着色系品種等への転換等
- 水環境・水資源
  - 影響: 水温、水質の変化、無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加等
  - 適応策: 湖沼への流入負荷量低減対策の推進、渇水対応タイムラインの作成の促進等
- 自然生態系
  - 影響: 気温上昇や融雪時期の早期化等による植生分布の変化、野生鳥獣分布拡大等
  - 適応策: モニタリングによる生態系と種の変化の把握、気候変動への順応性の高い健全な生態系の保全と回復等
- 自然災害・沿岸域
  - 影響: 大雨や台風の増加による水害、土砂災害、高潮災害の頻発化・激甚化等
  - 適応策: 施設の着実な整備、設備の維持管理・更新、災害リスクを考慮したまちづくりの推進、ハザードマップや避難行動計画策定の推進等
- 健康
  - 影響: 熱中症増加、感染症媒介動物分布可能域の拡大等
  - 適応策: 予防・対処法の普及啓発等
- 産業・経済活動
  - 影響: 企業の生産活動、レジャーへの影響、保険損害増加等
  - 適応策: 官民連携による事業者における取組促進、適応技術の開発促進等
- 国民生活・都市生活
  - 影響: インフラ・ライフラインへの被害等
  - 適応策: 物流、鉄道、港湾、空港、道路、水道インフラ、廃棄物処理施設、交通安全施設における防災機能の強化等

### <基盤的・国際的施策(第3部)>

- 観測・監視、調査・研究
  - 地上観測、船舶、航空機、衛星等の観測体制充実
  - モデル技術やシミュレーション技術の高度化等
- 気候リスク情報等の共有と提供
  - 気候変動適応情報にかかるプラットフォームの検討等
- 地域での適応の推進
  - 地方公共団体における気候変動影響評価や適応計画策定を支援するモデル事業実施、得られた成果の他の地方公共団体への展開等
- 国際的施策
  - 開発途上国への支援(気候変動影響評価や適応計画策定への協力等)
  - アジア太平洋適応ネットワーク(APAN)等の国際ネットワークを通じた人材育成等への貢献等

## 2. 国際的な枠組み

## 気候変動枠組条約

- 1992年、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」が採択され、世界は地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことに合意した。
- 同条約に基づき、国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)が1995年から毎年開催されている。  
⇒COP21(於:パリ, フランス)でパリ協定に同意(2015年12月)

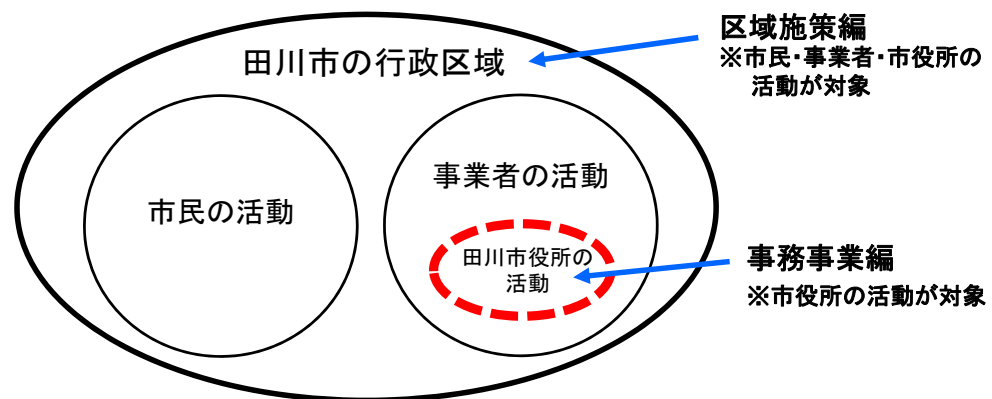
パリ協定	項目	京都議定書
・すべての締約国 ・全体の削減量は明記せず ・気温上昇は2℃を十分下回り、1.5℃に抑える努力をする ・なし	削減主体 全体の削減目標 目標達成の義務づけ	・先進国のみ ・先進国全体で少なくとも5%削減 ・あり
・各国の削減目標などを5年ごとに見直し ・批准国が55か国以上。 批准国の温室効果ガス排出量が世界全体の55%以上	検証方法 主な発効要件	・先進国を中心に温室効果ガス排出量などを報告 ・批准国が55か国以上。 その中の先進国のCO <sub>2</sub> 排出量が先進国全体の55%以上

パリ協定は、平成28年11月4日に発効、日本は11月9日に批准

### 3. 地球温暖化対策地方公共団体 実行計画

## 地球温暖化対策地方公共団体実行計画とは

- 地球温暖化対策の推進に関する法律第19条第2項において、都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガス抑制のための総合的かつ計画的な施策を策定し実施するように努めるものとされている。
- それを具体化するために策定されるのが地球温暖化対策地方公共団体実行計画で、大きく分けて2つの部分(「事務事業編」と「区域施策編」)から構成される。
- 区域施策編は都道府県、政令指定都市、中核市に策定義務がある。



## 実行計画(事務事業編)について

### 【地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条】

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2~7(省略)

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

9(省略)

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

11~12(省略)

■市役所が属する「業務部門」の削減目標は2013年度比で2030年度に約40%減  
⇒今後、さらに地方公共団体の率直的な取組が求められる

## 実行計画(区域施策編)について

### 【地球温暖化対策の推進に関する法律 第19条第2項、第21条第3項】

第19条第2項 都道府県及び市町村は、単独又は共同して、**地球温暖化対策計画**を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

- 2030年度の国の削減目標は2013年度比で約26%減

- 気候変動の影響は地域によって異なる

⇒今後、さらに地域における地球温暖化対策の重要性が高まる